

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

～1人1台要件の緩和とオンライン申請を導入します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえ、ETCを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

1 ご利用開始日 令和5年3月27日(月)より

2 対象となる道路 日立有料道路、水海道有料道路、常陸那珂有料道路、若草大橋有料道路の4路線

3 ご利用の際のお願い

① 1人1台要件の緩和（概要）【別紙1】

- 事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。
- 重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。

なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

- 有料道路の障害者割引をご利用される方へ（タクシー編） 【別紙2】
- 有料道路の障害者割引をご利用される方へ（福祉有償運送編） 【別紙3】

- 有料道路の障害者割引をご利用される方へ（レンタカー編） 【別紙４】
- 有料道路の障害者割引をご利用される方へ（知人の車・代車等編） 【別紙５】
- 有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法（タクシー事業者・乗務員向け）
【別紙６】
- 有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法（福祉有料運送実施者・運転者向け）
【別紙７】

②オンライン申請の導入（概要）【別紙８】

- ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。
- オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。
- オンライン申請の受付は、令和５年３月２７日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトは、下記URLになります。

URL <https://www.expressway-discount.jp>

（令和５年３月２６日（日）までは、ご利用いただけません。）

※不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など
所要の見直しを行っています。

※詳細については、後日、HPにてお知らせいたします。

【問い合わせ先】

茨城県道路公社 業務管理室 TEL 029-301-1131

対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

<制度概要>

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

現行

【対象となる障害者】

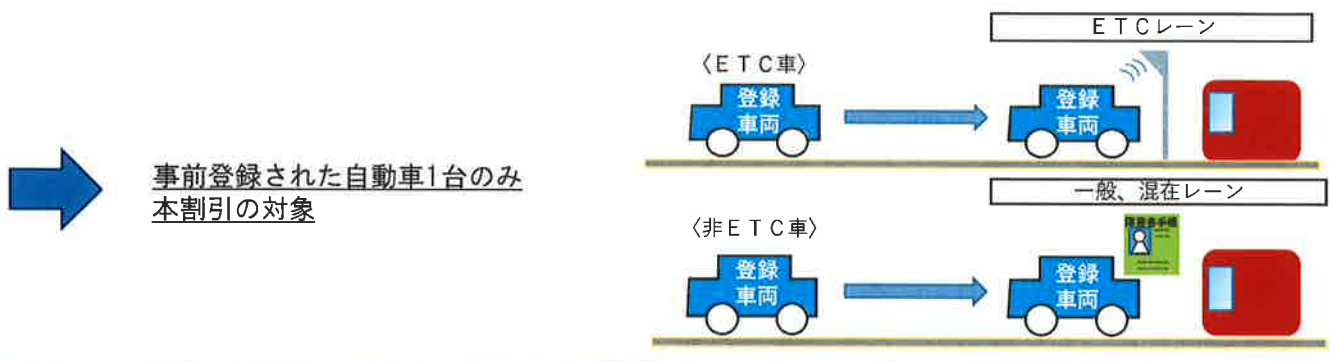
- 障害者ご本人が運転される場合
 - ・身体障害者手帳の交付を受けられている方
- 障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合
 - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
 - （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

【対象となる自動車】

事前登録された自動車（障害者1人につき1台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】

- 身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
- ・E T C車の場合は、登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T Cレーンを無線走行（ノンストップ走行）手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
 - ・非E T C車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



<今回の改正点>

事前登録されていない自動車でも以下の自動車対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、E T C車、非E T C車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（E T C車でE T C専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行（事前登録されていない自動車は、E T C無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。



有料道路における障害者割引制度の見直しについて

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

URL <https://www.expressway-discount.jp>
(令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。)

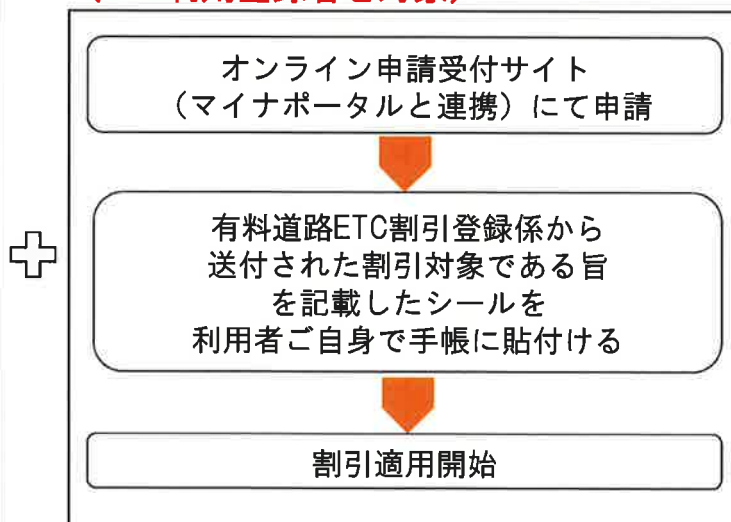
- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】



【今回改正の内容】

申請方法としてオンライン申請を追加
(ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません

タクシーをご利用される前に、タクシー会社又は乗務員に
有料道路の障害者割引を利用できるか、必ず**事前確認**が必要です！

ご利用の条件～タクシーご利用にあたって～

- タクシーや介護タクシー乗車時の有料道路の障害者割引のご利用にあたっては、**タクシー会社と乗務員にご協力をいただけることが前提**となります。
- タクシーの**予約時又は乗車する前に**、タクシー会社又は乗務員に**有料道路の障害者割引**を利用する旨とETC利用の場合はその旨も**必ず申出**してください。
- 手帳に「**道路介護**」と印字したシールが貼付された方のみ障害者割引適用が可能です。
(「道路」と印字したシールが貼付された方は障害者割引を適用できません)
- 乗合タクシー、ETCカードを車載器から抜けないタクシー**では有料道路の障害者割引はご利用いただけないため、事前確認をお願いします。

事前に配車の予約をする場合

タクシーで有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？



はい、可能ですよ。いつどちらに配車をご希望ですか？

事前予約をしていない場合

はい、適用可能ですよ。お客様のETCカードをお預かりします。どちらまで行かれますか？



私(利用者)のETCカードをタクシーに挿して有料道路の障害者割引を利用したいのですが、できますか？

注意

※タクシーの貸走開始後に乗務員に申出をしても割引の適用はできません。

注意事項～タクシーご利用前にご確認いただきたいこと～

- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、**必ず手帳を持参**してください。
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC車載器があるか、利用者ご自身のETCカードをETC車載器に挿入できるかを予め確認**してください。
※タクシーのETCカードでは障害者割引は適用されません
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります
- 障害者割引の利用にあたり事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済みのETCカードを携行してください。
(料金所係員が登録済みETCカードの提示をお願いすることがあります)

現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにタクシーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

タクシーに乗車したあとは・・・

注意

タクシーが走り出す前に乗務員へ依頼してください！

※タクシーの賃走開始後に乗務員に申出をしても障害者割引の適用はできません。

- 利用者ご自身のETCカードでお支払いを希望する場合は、有料道路入口にETC無線アンテナがある場合があるため、走行開始する前に利用者ご自身のETCカードをタクシーのETC車載器に挿入するよう依頼してください。
- 料金を支払う料金所では手帳の提示が必要なため、乗務員へ「一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)」で一旦停止するよう依頼してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- 料金所でのスムーズな処理を行うため、手帳、現金、ETCカード等を準備してください。
 - ☑身体障害者手帳又は療育手帳（ミライロIDも可）
 - ☑精算用の現金等又はETCカード

*事前に登録されたETCカードをお持ちの方は、登録済みETCカードを携帯してください



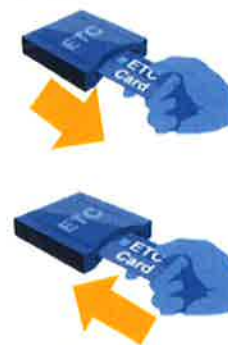
支払を行う料金所での確認の流れ

- 料金所では、手帳の確認を行うため、料金所係員に提示します。
- 利用者のETCカードで支払をする場合は、タクシー乗務員はETC車載器から利用者のETCカードを抜いて、料金所係員へ手帳と共に渡し、ETC利用の申出をします。
- 料金所係員が手帳の内容と本人の乗車確認をし、障害者割引処理を行います。

手帳のシール添付イメージ 「道路介護」あり

道路 品川〇〇〇-ふ-〇〇〇〇
介護 〇年〇月〇日まで

※「介護」と印字のない場合、本割引は適用されません。



タクシー降車時の有料道路料金の精算

- 有料道路料金はタクシーの運賃とは別建てとなります。
- 現金等でお支払いする場合には、利用者ご自身が料金所で支払うか、又は、タクシー乗務員が立替払をした場合には、降車時に有料道路料金の領収書をもとに精算してください。
- 利用者ご自身のETCカードを利用した場合には、利用者に対して料金が請求されるため、降車時に乗務員へ有料道路料金を支払う必要はありません。
- タクシーのETC車載器から利用者のETCカードの抜き忘れがないよう降車時に忘れず確認してください。
- 長距離等ご利用の際には帰路の有料道路料金を請求されることがありますが、ご本人が乗車していない走行に係る有料道路料金は、障害者割引の対象外となりますので、事前にタクシー会社等にご確認ください。



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法 (福祉有償運送実施者・運転者向け)

【別紙3】



利用者が乗車したら、運転者は車両に搭載されているETCカードを抜く。
利用者のETCカードで支払う場合は、利用者のETCカードを車載器に挿入する。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)**

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進

又は
利用者のETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を
係員に提示

②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを車載器に挿入して発進



①出口では、
一般レーン、
混在レーン又は
サポートレーン
に進入



②障害者手帳を
係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを利用者に返却してから発進

出口では、
ノンストップで通過



ETCカードは、**降車時に利用者へ返却**



□乗車前又は乗車時に、利用者(旅客)から有料道路の障害者割引を利用する旨を
申しいただくことが前提です。

□ETCカードの抜き差しが出来ない車両の場合は利用できません。

□帰路等の利用者(旅客)がいない運行時の有料道路料金は、障害者割引の対象外です。

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

レンタカーで有料道路の障害者割引を利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前に登録された自家用車（1人につき1台）に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。**レンタカーで障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。**

(*) 「自家用車を保有していない」又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない」場合

レンタカーで対象となる主な自動車の種類

乗用自動車 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの
貨物自動車 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの
特種用途自動車 自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの

※営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は障害者割引の適用が受けられません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをしていただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- 料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。(※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。)
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行(ノンストップ走行)された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- レンタカーETC車載器があるか、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
- レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できませんので、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入してご利用ください。
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります。
- 障害者割引の利用にあたり事前登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済のETCカードを携行してください。(料金所係員が登録済ETCカードの提示をお願いします)

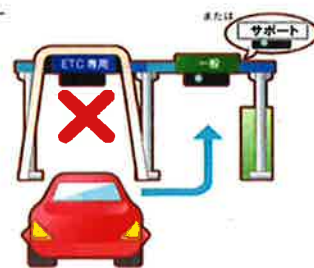
現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにレンタカーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

レンタカーでの料金所のご利用方法



レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できません。ETCカードでお支払いを希望する場合は、走行開始する前にお客さま持参のETCカードを、ETC車載器に挿入してからご利用ください。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)
料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！**

※ETC専用料金所です。ETC利用に限りません。

(出口で料金を支払う料金所)

(入口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進

又は
ETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



①障害者手帳を係員に提示

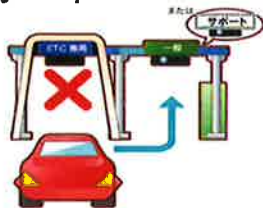


②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却されたカードを
車載器に挿入して発進



①出口では、一般レーン、
混在レーン又はサポート
レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却を受けてから発進

出口では、
ノンストップで通過



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(知人の車・代車等編)

知人の車や車検時の代車等有料道路の障害者割引を利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

【別紙5】

これまで事前登録された自家用車（1人につき1台）に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。**知人の車や車検時の代車等で障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。**

(*) 「自家用車を保有していない」又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない」場合

事前登録した車両以外で対象となる主な自動車の種類
乗用自動車 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの
貨物自動車 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの
特種用途自動車 自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているものうち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの
借用自動車 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車

※自動車検査証等の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている自動車が対象です。

※法人名義の自動車を個人的に利用する場合、営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は本割引の適用が受けられません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをしていただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- 料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(※)を通行してください。（※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。）
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行（ノンストップ走行）された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- ETC利用登録者は、必ず登録済みのETCカードを携行して下さい。
（料金所係員が登録済みのETCカードの提示をお願いすることがあります）

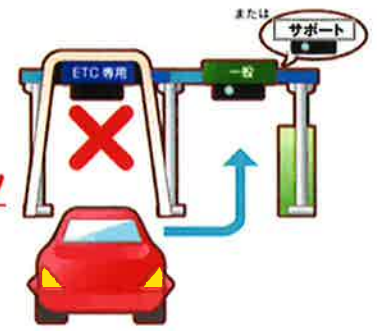
現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用しないETC利用の方が安価となる場合があります。

知人の車や車検中の代車などでの料金所のご利用方法



ETCカードでお支払いを希望する場合は、走行開始する前にETCカードを、ETC車載器に挿入してからご利用ください。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)
料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！**

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進
又は

ETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示



②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却されたカードを
車載器に挿入して発進



①出口では、一般レーン、
混在レーン又はサポート
レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却を受けてから発進

出口では、
ノンストップで通過



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
 NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
 NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
 首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
 阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
 本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法 (タクシー事業者・乗務員向け)

【別紙6】



乗客が乗車したら、乗務員は車両に搭載されているETCカードを抜く。
乗客のETCカードで支払う場合は、乗客のETCカードを車載器に挿入する。



タクシー利用は重度の障害者の方（手帳に道路介護シール有）のみ障害者割引適用です。

**料金を支払う料金所では、
一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※に進入
(ETCレーン及びスマートICは通行不可)**

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！ ※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
またはサポートレーンにて
通行券を受領して発進

又は
利用者のETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を
係員に提示

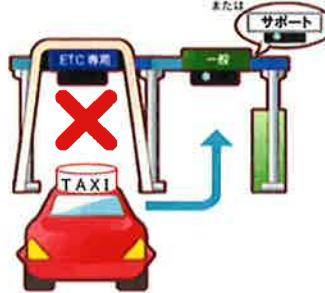
②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

乗客のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを車載器に挿入して発進



①出口では、
一般レーン、
混在レーン又は
サポートレーン
に進入



②障害者手帳を
係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

乗客のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを乗客に返却してから発進

出口では、
ノンストップで通過



ETCカードは、降車時に乗客へ返却



□乗車前又は乗車時に、乗客（利用者）から有料道路の障害者割引を利用する旨を
申出いただくことが前提です。

□ETCカードの抜き差しが出来ないタクシーの場合は利用できません。

□帰路等の乗客がいない運行時の有料道路料金は、障害者割引の対象外です。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

有料道路の障害者割引を利用する場合の通行方法 (福祉有償運送実施者・運転者向け)

【別紙7】



利用者が乗車したら、運転者は車両に搭載されているETCカードを抜く。
利用者のETCカードで支払う場合は、利用者のETCカードを車載器に挿入する。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)**

料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！

※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。

(出口で料金を支払う料金所)

現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進

又は
利用者のETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を
係員に提示

②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを車載器に挿入して発進



①出口では、
一般レーン、
混在レーン又は
サポートレーン
に進入



②障害者手帳を
係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

利用者のETCカードで支払う場合は、
係員にカードを渡し、返ってきた
カードを利用者に返却してから発進

出口では、
ノンストップで通過



ETCカードは、降車時に利用者へ返却



□乗車前又は乗車時に、利用者(旅客)から有料道路の障害者割引を利用する旨を
申出いただくことが前提です。

□ETCカードの抜き差しが出来ない車両の場合は利用できません。

□帰路等の利用者(旅客)がいない運行時の有料道路料金は、障害者割引の対象外です。

※福祉有償運送とは、道路運送法施行規則第51条の自家用有償旅客運送の種別の一つです。

【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

URL <https://www.expressway-discount.jp>
（令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。）

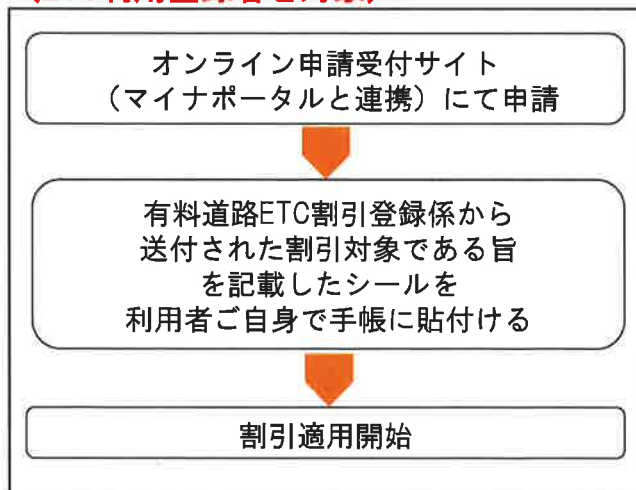
- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】



【今回改正の内容】

申請方法としてオンライン申請を追加
(ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません